

相続セミナー★★基本編★★

《相続の手続きは期限があります!》

9月13日 (日)

時間: PM13:30~15:30
場所: 大和市大和東3-9-3
JRC3階セミナールーム



今年の1月1日より相続税の遺産に関わる基礎控除が引き下げられました。今までの申告者が5%（相続を受ける方100人中5人）だったのが、5倍から10倍になると見込まれています。

『我が家には関係ないこと』と、思った方は要注意です。なぜなら今回の改正にはサラリーマン世帯をターゲットにしているとも言われ『関係なくない』可能性がとても大きいのです。



では、どのような対策をしておくことがいいのでしょうか？
また、「相続をする人」「相続を受ける人」「プラスの財産」「マイナスの財産」、相続は受けたその日から3ヶ月以内にしなければならないことが幾つかあることをご存知ですか？



木本 史晴

今回のセミナーでは様々な節税対策や相続を受けた際の対応を知っていただきたいと思います。
『我が家にとっての』選択肢と『我が家の場合』を検討・把握していただければと思います。

- **プラスの財産とマイナスの財産の考え方**
- **相続を受けた場合、最初に何をやるの？**
- **小規模宅地制度とは？**
- **よく聞く生前贈与とは？種類が4つあるのをご存じでしたか？**
- **現金を不動産に替えてしまう。どんなメリットがあるのか？**
- **賃貸用不動産は生前贈与した方がいい？それとも相続した方がいい？**

 **さて、問題です!**  **Q** 現金で5,000万円持っている場合と売却したら5,000万円になる土地を持っている場合、相続税の評価額はどちらも同じ5,000万円である。
A 答えはセミナーで...

～築20年以上の空家JRCで借り上げます～

まずは、お話しを聞かせて下さい!

空家対策措置法が5月26日より施工され、約1ヶ月が経ちました。ニュースなどでも特集が組まれたり、行政の取り組みなどが紹介されていますが、強制的な撤去等が出来るようになったとはいえ、お金のかかることですから行政も様子を伺いながら対応している…といった印象があります。

空家のお手入れは3～4ヶ月に1度くらいの割合でしている方が多いようですが、明らかにほったらかしの空家も多く見受けられます。

きちんとお手入れをしても空家ということで固定資産税の値上がりは避けて通れなくなってしまうかもしれません。

そこで、JRCでは空家を借り上げて必要に応じたリフォームを行い、賃貸物件として利用する『空家借上げ制度』を新設いたしました。

私の伯母は、昨年より施設に入所して自宅が空家になっており定期的に両親が手入れを行っておりました。借上げ制度を利用して固定資産税の支払い分だけでも賄えたらいいとの話でしたので、借上げ制度を利用してもらいました。

定期的な手入れが必要なくなった分、伯母に会える回数が増えたと両親は喜んでおります。

大切な建物を他の方に利用していただくことで、傷みも抑えられますし、お手入れのための訪問も必要なくなります。

また、JRCが借り上げることによって賃貸借契約が生じますので、税負担等の心配もありません。

空家借上げ制度は各ご家庭に合わせたパターンを準備しておりますので、是非1度お話を聞かせて下さい。

借上げ制度以外も管理制度があります

人に貸すことは避けたいという方のために、空家管理制度も新設しました。

こちらの制度は定期巡回をはじめ、シーズンごとに必要となるお手入れをご提案、施工させていただきます。

借上げ制度と同じようにご希望の内容に合わせて管理をさせていただきます。



木村 幸美

お困りな事、何でもご相談下さいませ!

※物件の状態・状況によっては借り上げできない場合もあります。

ご予約・ご相談・お問合せはこちら
TEL 046-261-6101
E-mail info@jrc6101.com
HP www.jrc6101.com